

令和5年度大阪・関西万博催事計画等策定業務  
業務仕様書

1 業務名称

令和5年度大阪・関西万博催事計画等策定業務

2 業務目的

2025年大阪・関西万博（以下「万博」という。）は、奈良県の魅力を国内外に広く発信する絶好の機会であることから、本県は、万博会場内のイベントスペース等を活用した本県の魅力発信と県内での機運醸成を目的とした広報活動を実施する予定である。

そのため、本業務は、日本で最初の都が生まれ、日本のはじまりの地とされる本県の魅力を万博会場において余すことなく伝えるための催事計画の策定と県内における機運醸成を目的とした催事企画等を含めた広報活動計画の策定を委託するものである。

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 委託上限額

4,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務概要

(1) 万博会場内における催事スペースでの展示構成や運営、イベント企画、スケジュール、事業費等を定める催事計画の策定

(2) 県内における機運醸成を目的とした広報活動の企画、スケジュール、事業費等を定める広報活動計画の策定

6 委託業務内容

(1) 万博会場内における催事スペースでの催事計画の策定

奈良県の持つポテンシャルを最大限アピールし、文化財、催事、食、産業、くらし等の奈良の魅力を国内外に発信するため、県内各地域の魅力や取り組み、技術、体験コンテンツ等を様々なテーマを設定し、分類・展示することによって北部エリアにとどまらず、中南東部エリアへの回遊の流れがつけられるような計画を策定すること。

展示やイベントに際しては、会場の特性やコンテンツ内容に最適な最

新技術や映像機器を用いる等、臨場感あふれる展示やイベントが行えるような計画とすること。

催事の方向性・スケジュールや事業費等を含めた計画を策定すること。

(2) 県内における機運醸成を目的とした広報活動計画の策定

県内における機運醸成を図るため、万博に関する広報活動の計画を策定すること。

既存の県内イベントの活用や万博プレイベント（仮）の実施等、県内施設との連携等も検討の上、広く県民が参加できる催事の企画を含めた計画とすること。

計画の方向性・スケジュールや事業費等を含めた計画を策定すること。

(3) 本業務に係る中間報告

ア 令和5年10月末日までに、中間報告として催事計画書及び広報活動計画書の素案を提出すること。素案には、計画の概要、計画実施に係るコスト、県の取組の方向性、既存の県内イベントとの連携方法、スケジュール等について、具体的に記載すること。

イ 上記の報告は、紙媒体で5部の他、電子ファイルで提出すること。

7 成果品、提出期限及び納品場所

(1) 成果品

- ・万博会場内における催事スペースでの催事計画書
- ・県内における機運醸成を目的とした広報活動計画書

成果品は、紙媒体で5部の他、電子ファイルで提出すること。

(2) 提出期限

令和6年3月31日

(3) 納入先

奈良県総務部知事公室万博推進室

8 運営体制の整備及び責任者の配置

(1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。

(2) 本業務に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置すること。

(3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

## 9 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、主要な部分を除いて業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) (1) により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方（相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先）、再委託する業務の内容、再委託を行う理由、再委託の相手方を選定した理由、再委託契約（予定）金額、その他必要と認められる事項について記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

## 10 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

## 11 成果品の取扱い

- (1) 本業務において得られた成果についての権利は、県に帰属するものとする。ただし、受託者が従前から有する権利については、この限りではない。
- (2) 受託者は本業務の成果品について、県及び県が指定する第三者に対して著作権人格権（著作権法第17条第1項に規定するものをいう。）を行使しないものとする。
- (3) 成果品は第三者が権利を有する著作権（著作権法第17条第1項に規定するものをいう。）その他第三者の権利を侵害するものでないことを保証すること。
- (4) (3) に関しての第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

## 12 業務完了報告書等の提出

- (1) 委託業務完了後、「業務完了報告書」を作成し、県の検査を受けること。なお、実績報告書には、次の書面を添付すること。
  - ア 万博会場内における催事スペースでの催事計画書
  - イ 県内における機運醸成を目的とした広報活動計画書
  - ウ その他、知事が必要と認める内容
- (2) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

### 13 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、奈良県会計規則、個人情報保護に関する法律、その他関係法令等を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、県と十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議のうえ決定すること。
- (5) 別紙1「個人情報取扱特記事項」、別紙2「公契約条例に関する遵守事項」及び別紙3「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。

以上

## (別紙1) 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

### (取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

### (事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### (損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

## (別紙 2) 公契約条例に関する遵守事項 (特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額 (同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。) 以上の賃金 (労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。以下同じ。) の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者 (同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。) の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者 (同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。) の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

### (別紙3) 情報セキュリティに係る特記事項

委託業務の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシー（「奈良県情報セキュリティ基本方針」及び「奈良県情報セキュリティ対策基準」）を遵守すること。特に下記の事項については留意すること

#### 記

(情報へのアクセス範囲等)

第1 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

(再委託先の情報セキュリティ)

第2 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第3 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第4 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第5 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第6 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第7 奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出さないこと

(契約満了時のデータ消去)

第8 契約満了後、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(サービスの設定)

第9 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること